

## 第74回財務省 NGO 定期協議議事録

◆日時：2020年11月5日 14:00～16:40

◆会場：オンライン開催

### ◆議題

#### 財務省側提案議題

1. 第102回世銀 IMF 合同開発委員会について（財務省側プレゼンテーション）
2. 栄養 NGO の活動紹介（NGO 側プレゼンテーション）

#### NGO 側提案議題

1. SDGs4 教育キャンペーンについて
2. 国際協力銀行（JBIC）及び国際協力機構（JICA）の環境社会配慮ガイドライン改定について
3. 米州開発銀行・アジア開発銀行・OECD 輸出信用部会における化石燃料事業への融資方針及び Finance in Common サミットについて
4. 国際協力銀行（JBIC）が支援するミャンマー・ヤンゴンの複合不動産開発・運用事業（通称 Y Complex）において求められる人権配慮について

### ◆参加者（順不同・敬称略）

#### NGO

1. 大野容子（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）
2. 川口真実（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）
3. 大沼照美（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）
4. 朝倉凜花（国際基督教大学）※セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンからの招待
5. 高久真衣（神奈川大学）※セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンからの招待
6. 三宅隆史（教育協力 NGO ネットワーク）
7. 澤柳孝浩（プラン・インターナショナル・ジャパン）
8. 鈴木洋一（フリー・ザ・チルドレン・ジャパン）
9. 鈴木康子（気候ネットワーク）
10. 波多江秀枝（FoE Japan）
11. 深草亜悠美（FoE Japan）
12. 杉浦成人（FoE Japan）
13. 木口由香（メコン・ウォッチ）
14. 遠藤諭子（メコン・ウォッチ）
15. 松久保肇（原子力資料情報室）
16. 重田康博（宇都宮大学／国際協力 NGO センター）
17. 古沢広祐（JACSES／國學院大學）
18. 田辺有輝（JACSES）
19. 山縣萌香（JACSES）
20. 小林和佳子（JACSES）

#### 財務省

1. 田部真史（開発機関課長）
2. 乾慶一郎（開発機関課 課長補佐）
3. 影山昇（開発機関課 課長補佐）
4. 真船貴史（開発機関課 課長補佐）
5. 森嶋洋子（開発機関課 課長補佐）

6. 西尾隆弘（開発機関課 総括係長）
7. 濱田秀明（開発政策課 開発政策調整室長）
8. 柳川優人（開発政策課 国際保健専門官）
9. 遠藤智也（開発政策課 課長補佐）
10. 久米清香（開発政策課 課長補佐）
11. 長谷川悠（参事官室 課長補佐）
12. 阿部正流（参事官室 課長補佐）
13. 森文弥（参事官室 課長補佐）
14. 荻島史哉（参事官室 地域第一係長）

#### JBIC

1. 五辺和茂（経営企画部 審議役）
2. 小松正直（経営企画部業務課 次長）
3. 山崎淳（経営企画部業務課 副調査役）
4. 清水勇佑（経営企画部業務課 副調査役）
5. 辰巳智則（経営企画部企画課 課長）
6. 高橋勝茂（産業投資・貿易部第1ユニット 調査役）

#### JICA（オブザーバー参加）

1. 折田朋美（企画部 参事役）
2. 岡田篤（企画部 総合企画課 調査役）
3. 加藤健（審査部 環境社会配慮審査課 課長）
4. 小島岳晴（審査部 環境社会配慮監理課 課長）
5. 吉田徹（企画部 国際援助協調企画室 主任調査役）

### 財務省側提案議題1：第102回世銀IMF合同開発委員会について（財務省側プレゼンテーション）

#### MOF 影山：

第102回世銀IMF合同開発委員会について簡単に説明させて頂く。今回102回目になる合同開発委員会は、10月16日金曜日にテレビ会議形式で行われた。世銀からはマルパス総裁、IMFからはゲオルギエバ専務理事がご出席され、日本からは麻生財務大臣出席のもと、重要な開発議題及び日本としてのステートメントで、日本が重要視する開発課題について述べさせて頂いた。今回お手元にコミュニケと日本国ステートメントの日本語・英語をそれぞれお渡ししているが、便宜上日本語訳を使いながら簡単に説明させて頂く。

まず会議において、各国でどのような議論がなされたかについて、コミュニケをご覧頂きたい。コミュニケの仮訳は、毎回開発委員会の後に議長が採択をして公表しているもの。この開発委員会で議論された内容をまとめたものとなっている。

1点目にある通り、この開発委員会はテレビ会議で行われた。2点目、現在の新型コロナのパンデミックにより世界経済がどのような状況になっているかについて。新型コロナウイルスによって現在特に最も脆弱な人々において、保健システムや食糧安全保障、失業、収入の減少といった問題が起きていること。これに対してやはり包括的かつ強力でグローバルな対応が必要であること。したがって世界銀行グループ、IMFを中心にその加盟国や二国間の開発パートナー、さらに国際連合を含む国際機関が一体となって対応していくことが必要であり、それによって持続可能な開発目標（SDGs）の達成を行うとともに、世界銀行が掲げている二大目標である極度の貧困の削減、また、繁栄の共有を推進していくことが述べられている。

3点目、このパンデミックの具体的な影響について、過去80年間で最も大規模な国際経済の収縮、さらに世界の貧困率の上昇などがある。これらによって人々の雇用が侵食されている。また、子どもが通学できな

い状態が起きており、さらに食料品・医薬品といった重要なもののサプライチェーンの圧迫にも繋がっている。さらに人道危機という観点では、小規模な島嶼国などを始め、女性、若者、高齢者、難民や脆弱な人々の生命や生計が脅かされており、こういったものへの対応が必要だと書かれている。

4 点目、これに対して世界銀行グループとしてどのような対応をしてきたかについて。世界銀行グループは、COVID に対応するために救済、再建、強靱な復興を中心とした、多国間の取組みの最前線に立ってきた。こうした強靱で包括的な持続可能な復興に不可欠な政策・制度を推進してきた。

具体的な内容が 5、6 点目に書かれており、まず 5 点目では保健の内容が中心となっている。COVID への対応であるため、保健は非常に重要で、保健システムを強化する途上国の取組みを支援していく。特に COVID のような感染症に対してはワクチンの重要性が強調された。そういったことから、この開発委員会の少し前に IDA と IBRD より途上国に対してワクチンの購入及び供給を支援するため、120 億ドルの資金支援が発表されたところ。こうしたことを通じて、途上国の人々が検査、治療、ワクチンに負担可能な価格で公平にアクセスできる状況を作っていくことが大事であると改めて認識された。

また、このような COVID の危機は極めて長期間にわたって広範囲に及ぶことが想定されている。こうした中で重要になるのがこれまで日本も重要視してきたユニバーサル・カバレッジである。そのユニバーサル・カバレッジを備えた強固な保健システムの構築に向けた取組みを改めて強化していくことが将来のパンデミックに対する備えや強靱性にも繋がっていくと改めて認識された。また、COVID の状況下ではデジタル技術を使うことによって、診療の確保や教育サービスの維持も可能になることが議論された。こうしたところを通じて、雇用の維持、教育、健康、社会保護等をきちんと持続させることが改めて議論された。

6 点目は、経済の復興・再建に関わる部分。COVID の緊急対応から、次は健全な社会経済に復興するにあたって、世銀・IMF においては包括的で持続可能な基盤の構築が必要である。その一環として、例えば、エネルギーや気候変動にも焦点が置かれている。また、経済や雇用をきちんと支えることによって強靱な復興を加速させること、さらには社会的セーフティネットを強化することによってしっかりと必要な資本や労働力を必要なセクターに移行させることが求められている。特に世界銀行・IMF においては、持っている知見や政策アドバイスを資金支援とともに使っていくことが言われている。また、小規模で経営が苦しい中小企業や、なかなか仕事に就きにくいインフォーマルセクターに対する支援の重要性も強調された。

また、この復興にあたっては、民間資金の活用が極めて重要であるため、世界銀行グループの中でも、民間資金の動員を支援している IFC や MIGA に対して、しっかりと民間資金の活用を喚起することが求められている。そういった持続的な発展・成長に向けて、市場の創設と並んで日本が強調してきた質の高いインフラを促進することが改めて重要であると強調された。こういった復興・復旧を図っていく中で大事なのが公平性や公正性、包摂性が確保されること。また公衆衛生、食糧安全保障、教育に対しても即座に対応することの重要性が改めて強調された。この際にも改めて、医療品や食料の供給が確保されなければならないこと、また、ジェンダー間の公平性や生物多様性への配慮も必要であることが改めて議論された。

これが政策の課題であるが、実際に達成していくにあたって、世界銀行グループとしてどのようにファイナンスするかが 7 点目で書かれている。世界銀行グループは、2020 財政年度第 4 四半期（2020 年の 4 月から 6 月）で、緊急支援ファシリティを通じて世界 100 か国以上に対して IBRD・IDA から 320 億ドル、IFC から 110 億ドル、MIGA から 20 億ドルの合計 450 億ドルの支援にコミットして、過去に例のない支援を行うことにしている。さらに、先程は IBRD・IDA による支援を具体的に述べたが、IFC においても対応を強化しており、その 1 つに保健分野のバリューチェーンへの支援が掲げられている。こうしたものを通じて各国におけるニーズに対応していくこととなっている。

また、世界の中で最も脆弱な低所得国に対応する IDA は、2021 財政年度（2020 年 7 月から始まる 1 年間）、これは IDA19 の初年度にあたるが、ここで資金規模を 350 億ドルにまで拡大する。IDA19 の全体資金規模

が820億ドルなので、かなり前倒しして、初年度に充てることを決断した。こうしたことを組み合わせることで、世界銀行グループ全体として、2021年6月までの15か月間（2020年4月から2021年6月まで）、最大1600億ドルの大胆で果敢な対応を実施していくことがコミットされている。

こうした状況の中で、1つ重要なこととして、世銀グループは求められている役割を十分に果たすためにその資本を維持しなければならない。そうしたことから、2021財政年度より先の世銀グループの資金規模に対する議論をしっかりと行い、継続的に支援が行えるような資本基盤を確保することが重要となっている。また、世銀以外でIMFにおいても、緊急融資ファシリティを通じて、80か国以上に約900億ドルの支援を提供した。

こちらがファイナンス面であるが、8点目ではG20で主に議論されていた、途上国の債務の観点から議論が行われた。これが今極めて重要な話であるが、途上国の持続的な成長を促してCOVIDからの復興を行うためには債務について一定の猶予が必要であるので、債務支払猶予イニシアティブが本年の春に合意された。今回G20ではその6か月間の延長、さらには2021年の世銀・IMF春会合までに、状況を見ながらさらに6か月の延長を必要とするかどうかについてG20で議論された。開発委員会の場でもそれを歓迎している。

この文脈の中で、全ての公的な二国間債権者がしっかりとこのイニシアティブを実行すること、さらに今後進んでいく場合には、民間の債権者に対しても同等の条件で参加することを強く求めることによってこのイニシアティブは実効性を確保していくことが重要であると改めて言われた。このイニシアティブによって、最貧国において財政余力、債務の返済に充てるはずだったお金をきちんと必要な支援、自国内に必要な支援に充てる。その際には世銀グループやIMFのプログラムを入れながら、持続可能な形での対応が重要であることが改めて強調された。

また、こういった二国間債権者が主に債務返済のイニシアティブを実施する中で、世銀を始めとする国際開発金融機関においては、その格付をしっかりと維持しつつも、資金供与の観点からこのDSSI対象国に対して、しっかりと資金供与を行っていくことが改めて重要であると認識された。この文脈の中で、改めてIDAについてはしっかりと今後も資金を供与する上で十分な資本を確保することが重要であると言われている。

こういった中で、これまでは債務の持続性の話だったがもう1つ重要なのが、世銀及びIMFが、債務データの質と整合性を強化することによって、債務の開示を改善していくこと。これによって、こういった国がどのような債務状況にあるかをしっかりと把握し、債務の透明性を高める取組みが重要であると考えられている。これを踏まえてDSSI、さらにそのDSSI以降の対応についてはケースバイケースで債務措置を検討していくことが重要であると認識された。また、G20やパリクラブで合意されているポストDSSIの債務措置に対する歓迎や、共通枠組の承認に対する期待も述べられた。

9点目は引き続き、債務について述べられている。ケースバイケースでの対応の重要性、さらにはこれまで低所得国、最貧国の話だったが、中所得国についてもケースバイケースで、しっかりと対応を検討していくことが重要であると示され、議論が行われた。ここまでが議論全体の中身。

こういった議論が行われる中で、日本国がどういう話をしてきたかが、ステートメントに示されている。日本国ステートメントにおいても、改めて世銀グループの緊急支援が迅速に行われたことを評価した。日本政府はこれまで国際保健、債務の透明性、持続可能性、質の高いインフラ、防災といった課題に取り組んできた。新型コロナウイルスの感染拡大による危機を受け、途上国が危機から立ち直り、持続可能な成長を遂げる上で、こうした取組み自体の重要性が改めて認識されたことが今回の危機を通じて分かったと強調させて頂いた。その上で、日本政府としてはこういった課題への取組みを加速することが重要であると改めて強調した。

その上で、これらの課題について述べていくと、まず国際保健についてはこれまで日本がずっとリードしてきた政策分野でもあり、日本の知見を活かして国際社会の先頭に立って取り組みたいと考えている。

主に2点挙げさせて頂いている。1点目は先程の議論でもあったが保健・医療物資の製造・供給に対する支援として、コロナに対応するためにはワクチンや治療薬、診断薬の開発・製造・供給を促進し、誰もがアクセスできる環境を整えることが重要であることが改めて認識されている。そういった中で日本としては、これまで治療薬等の特許の使用許諾を後押しする特許プールの提唱を行ってきており、さらに、製造能力の強化を進めていくことが重要であると改めて述べさせて頂いた。こうした観点から、日本政府として今般世銀グループのIFCが途上国向けの保健・医療物資の製造・供給に係る民間投資を支援するため、Global Health Platformを立ち上げたところである。このプラットフォームの取組みを後押しするために、日本政府から1000万ドルの拠出を行うことを表明した。

2点目だが、こちらも日本として重要視してきたところであるが、パンデミックに対する予防・備え・対応とUHC（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）の重要性。パンデミックを防ぐためには、感染症の予防に努めるだけでなく、初期段階における迅速な対応や早い段階での疑い事例の感知、診断、それに基づいた早期の治療や接触履歴の追跡が大事である。こういった迅速な対応を可能にするためには、医療に係る人材の育成や、機材・医薬品の確保、施設・インフラの整備、さらに地域に及ぶ医療サービスの提供が可能となるネットワークの整備が重要である。これこそがまさに日本が述べてきたユニバーサル・ヘルス・カバレッジであり、それとともにそれを支える保健財政の重要性を改めて強調させて頂いた。こういった取組みを通じて、しっかりと経済・社会活動の持続可能性を高めていくことの重要性がこのコロナの危機を通じて認識されたものと感じている。そういった観点から、日本政府として、本年6月に世銀と連携して立ち上げた「保健危機への備えと対応にかかるマルチドナー基金（HEPRTF）」があり、こちらや既存の信託基金等を活用しながら、UHCの推進や感染症への備え・対応について支援を強化していきたいと考えている。

さらに、感染症への備えを強化する上では、実はこれまで日本が蓄積してきた自然災害に対する備えの知見が活用できると我々として提唱しており、こういった防災の取組みと保険の取組みを組み合わせ、いわゆるdisasterに対して強靱な体制を作っていくことを目指している。

ここまでの国際保健の文脈で、次が債務の透明性・持続可能性について。これは全体の議論でもなされていたが、債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）が重要であり、G20によってその延長やさらにDSSI後の債務措置にかかる共通枠組への原則的な合意がなされたことを我々としても歓迎した。さらに、進んで、今後共通枠組についても合意がなされることを期待している。その上で我々が世銀に対して求めていくことは、しっかりと公的債権者や民間債権者を含んだ形で、取組みがなされるようにリーダーシップをとって頂くこと。また世銀グループが、IDA19の中で導入している持続可能な開発金融政策をしっかりと遂行して頂き、途上国における債務の持続可能性等を高めて頂くこと。債務の透明性という観点からは、世銀・IMFが中心になってデータの突合を進めて頂くことが大事であると述べた。それに合わせて、途上国の債務管理に対するキャパシティビルディングを行うための基金への追加拠出として1.5百万ドルの拠出を表明した。

次にインフラについて。日本としてこれまで質の高いインフラを強調してきたが、コロナからの復興段階で、包摂的かつ持続的な成長を実現するために、質の高いインフラが改めて重要であることを強調した。日本としてこれまで支援してきた世銀東京開発ラーニングセンターや、質の高いインフラ・パートナーシップ基金、多国間の取組みであるグローバル・インフラストラクチャー・ファシリティといった世銀の信託基金を活用しながら質の高いインフラを推進していくことによって、途上国の持続可能な成長を支援することができると考えている。

最後に3点目で世銀グループのガバナンスについて、日本の立ち位置を述べさせて頂いた。この新型コロナウイルスの危機下においては、国際社会が連携してしっかりと途上国支援していくことが大事であり、その中心的な役割を担うのが世銀グループである。こうした中で、特に脆弱な低所得国を支援するIDAについて

は、2021 財政年度を超えて、その支援を継続していくことが重要である一方で、直近のニーズに対応するために、2021 年度には大幅に資金を前倒しして使っている。そうすると今後資金が不足して低所得国のニーズに応えられなくなることが見込まれている。日本としては復興段階における需要も見据えながら、持続的な成長の達成に必要な資金の確保に向け、早急に議論を開始し、国際社会が一体となって取り組むことが必要であるとのメッセージを各国に発した。これをマルパス総裁からもしっかりと評価して頂いたところ。このように日本として、これまで重要性を認識してきた課題を改めて強調しつつ、IDA を中心とする途上国支援に対してしっかりと貢献をして参りたいと考えている。

大野：

2 点質問させて頂く。また、IDA 前倒しの資金拡大でご対応頂き感謝する。特に債務に関して質問がある。今後、議論が二国間の公的債務のうちの中国の持つ債権と、民間債権者をどう巻き込むかに重点が移動するかと思うが、今後の議論の場所としてメインは G20 の場で継続議論との理解で良いか。特に民間債権に関して、パリクラブで議論がされるのかどうか等教えて頂きたい。もう 1 点、実際に債務の支払猶予によって浮いた資金が、NGO としては、特に基礎社会サービスに回されることが望ましいと考えている。今回の世銀・IMF の総会における議論の中で、そういった基礎社会サービスの大きな 1 つに、もちろん保健もそうだが、コロナによる教育への影響が非常に大きいと議論がなされていたと思う。その教育に関して少なくとも債務支払猶予で浮いた資金を回す、もしくはその IDA の資金を優先的に回すといった議論がどのようになされたのかという点と、そこで日本政府として教育の重要性という議論に関してどのように対応なさったのか等、ご存知であれば教えて頂ければと思う。

MOF 影山：

1 点目の債務の議論については、引き続き G20 とパリクラブでの議論が主になると考えている。特にパリクラブの方でしっかりと議論を進めていくところであるが、やはり中国が入っているので G20 でいかに中国も含めた形で全ての公的債権者を巻き込んでいくか。さらにそれに対して、より進んだ取組みの中では民間債権者に対しての同等の扱いを求めていくかが鍵になってくるのでそこを引き続き G20、パリクラブの中で議論していくことになると考えている。

2 点目はご指摘の通り、債務の返済猶予により浮いた資金を基礎社会サービスに充てていくことが重要であると考えている。IMF のモニタリングを入れながら、世銀としてもしっかりと議論していきたいところ。コミュニケの中でも書かれていたが、今回のコロナで通学できない子どもたちがおり、そこに対して教育が重要だとのメッセージを改めて開発コミュニティとして発信してきたところである。日本としても、保健を強調してきたところであるが、やはり人的資本への支援は大事だと思うので、教育の点も含めて引き続きしっかりとフォローさせて頂きたいと考えている。

#### **NGO 側提案議題 1：SDG4 教育キャンペーンについて**

川口：

先程、当団体の大野からも教育について言及があったが、改めて教育協力 NGO ネットワーク（JNNE）として、SDG4 教育キャンペーンの実施報告、そして質の高い公平な教育への支援の拡充について財務省のご見解をお伺いしたく、今回質問をお送りしている。

今まさしくステートメントを共有して頂いたように、今回の新型コロナウイルスが子どもたちへの教育のアクセスについて、大きな影響を及ぼしていることについては皆さんご存知かと思う。ただ、教育へのアクセスに関しては、こちらもご存知の通り、決して新型コロナウイルスから始まったことではなく、それ以前からずっと課題として世界中で取組みが進められていた。これに関してはもちろん各国政府、国際機関、私たちを含む NGO 等によって推進されてきたが、コロナによって、この取組みが後退してしまうといった懸念も挙げられている。

私たちはこれまで、新型コロナウイルスの感染拡大が広がる前から、こういった教育に対する取組みを推進したいとの思いで、これまでもずっと教育キャンペーンを推進してきた。JNNEとしては、これまで中学生・高校生が先生となって、国会議員に世界の教育の状況を知ってもらうことを目的とした、世界一大きな授業で教育キャンペーンを推進・展開してきた。この世界一大きな授業のキャンペーンは、比較的長く実施され、2003年からずっと続いてきていた。目的自体は議員の方々に世界の状況を知ってもらうことだが、今年から同趣旨のキャンペーン名称をSDG4教育キャンペーンと変更し、進め方も大きく変えて展開した。

簡単にキャンペーンの概要を説明させて頂く。まず、各政党に対して、アンケート形式で国内外の教育政策に関して6つ質問をさせて頂いた。結果、7政党から回答を頂くことができたが、この各政党からのアンケートを政党名を伏せた状態でSDG4教育キャンペーンのウェブサイトに掲載した。その各政党からのアンケートに対して全国の市民、子ども、若者の方にどのアンケートの回答に支持をするか投票をしてもらう形で、キャンペーンを実施した。結果として、2559人の市民の方々に各政党へのアンケート結果に対して投票をして頂くことができた。すでに、資料をお送りしているが、6つの質問への各政党からの回答内容、そしてそれに対する市民の方々の支持率については、共有させて頂いている資料をご参照頂ければと思う。

本日の定期協議会の中では、6つの質問の中には国内課題も入っているが、その中でも国際教育に関するものとして、財務省のご見解をお伺いしたいと思っている。私たちが実施したキャンペーンの中の質問5、6として、先程から話題に上がっているODAの増額、また、特に基礎教育や中等教育の支援の割合を増額すべきであり、その中でも特に低所得国や緊急下における教育支援をする基金に日本が拠出すべきだとの質問を設定した。

キャンペーンを通じた各政党の回答、そして市民の皆様の投票結果から、先程大野からもお伝えした通り、日本として国際教育協力も支援拡充すること、特に基礎教育、中等教育の支援拡充による衡平性の実現に日本が今後重点を置いていくことについて国民の代表である国会、政党と世論からの支持を十分に得られていると私たちは考えている。この点について、後ほどぜひ財務省のご見解を改めてお伺いしたいと思う。

本日はその世論を代表して、SDG4教育キャンペーンを共に推進してきた大学生の2人に、この協議会に参加して頂いている。ぜひ2人から日本がどうして国際教育協力に貢献すべきだと思うかについて、ユースの視点から率直に声を届けて頂きたいと思っている。最初に朝倉さん、次に高久さんという順番でお願いしたい。

朝倉：

私からは教育の重要性について少しお話しした後に、日本が国際教育協力に貢献すべき理由を申し上げる。

子どもは、教育を受けることで様々な視点からの考え方に触れ、自分の意見を形成し、政治に参加し、要求を訴えることができるようになる。教育は私たちの可能性を広げ、独立して自由に生きることが可能にする。この場にいる全ての人々が教育の恩恵を受けてその重要性を認識されていると思う。しかしそのような人々の全ての元手となるととても大切な教育が、今回のコロナ渦で日本を含め世界中でストップした。日本や先進国はオンライン教育が普及し、数ヶ月後には通常の授業とは異なるが、授業が受けられるようになった。では途上国ではどうか。

私が現在活動している団体ではバングラデシュのノンフォーマルスクールの運営を行っているが、先日年内の学校再開は難しいとの判断が下された。休校が始まってから約8か月が経とうとしているのにも関わらず、教育はストップしたままである。子どもたちが書いた手紙には、早く学校に行きたい、家庭の経済状況が厳しくなり1日中働いている、学校に戻れるか不安といった切実な思いが書かれていた。もしも今回の新型コロナウイルスや災害等の緊急事態が起きた際に、日本の財政状況が今の途上国と同じように安定していなければどうなっていたらだろうか。きっと、先程ご紹介したバングラデシュのようになっていたはず。これは途

上国だから仕方がないのだろうか。私は違うと思う。教育というのは、人々の未来のために決して欠かすことができないものである。

質問5で市民の方から、教育支援を通じて貧困削減、持続可能な成長、平和構築、民主化支援を進めていく途上国の発展に寄与することに賛成するという意見もあった。インフラや安全保障のための拠出はもちろん重要だが、子どもの教育を受ける権利を蔑ろにされている現状があり、その状態を容認するわけにはいかないと強く思っている。全ての子どもが教育を受けられるように、ODAの増額、そして教育面での拠出の増額をぜひ実行して頂きたい。

高久：

私からは国際教育協力に関する投票者の意見の紹介をさせて頂くとともに、自分の国際教育協力に関する意見を述べさせて頂く。

まず投票に参加して頂いた方からは、先進国として発展途上国の教育を支援することは非常に重要な役割であるとの意見や、紛争地域を支援することや自然災害等で被災した地域の子どもたちが教育を受けられるように支援を行って欲しいといった意見、また搾取される立場からの脱却のための支援として、教育が重要であるといった意見を頂いた。

さらに、近道ではないにしろ、教育は環境問題や新型コロナウイルスの蔓延等に関する解決策を提供することができる、世界の安定と平和なくして日本の平和もない、支援は投資とともに考えうるといった意見もあった。私自身教育を受けている学生として、教育を満足に受けられていない状況は見過ごすことができないと思う。それと同時に、教育を受けたいと思う多くの子どもたちに教育を受けられるよう、教育を受ける機会が平等に訪れるような社会づくりに日本も貢献して欲しいと思っている。キャンペーンを一緒に進めさせて頂いたユースからも教育はこの世界で生きるために必要であり、教育から生き方を学ぶ、貧しいことを理由に教育を受けられないのはおかしい、誰も排除しない教育を望むといったコメントがあった。ぜひ世界中の子どもたちが教育を受けられるように日本に貢献して欲しいと思う。このような市民からの意見を受け、財務省として、途上国や教育が満足に受けられていない地域に対する教育分野への拠出額の増額や国際的な教育支援についてどのようにお考えか、ぜひお聞かせ頂きたい。

MOF 柳川：

まずはご質問とアンケートの結果共有、また朝倉さんと高久さんからのご意見に本当に感謝する。我々からは国際教育協力支援の方向性について回答させて頂く。まず大前提として、教育は皆さんからのご指摘にもあった通り、全ての人々が等しく享受すべき基本的な権利であるとともに、途上国の持続可能な開発の実現に欠かせないものであり、SDGsにおいてもゴールに掲げられている等、重要な支援分野であると認識している。その上で、JICAによる有償資金協力でも各国の事情に応じて、就学前教育から高等教育、就業教育に至るまで幅広く支援を展開している。また、日本政府が主要ドナーとして大きく貢献している世銀の低所得国向け支援機関である国際開発協会(IDA)においても約10%の資金が教育向けの支援に活用されている等、国際開発金融機関(MDBs)でも重点的に支援をしている。財務省としては、途上国支援において、取り組むべき課題は非常に多岐にわたる中、限られた資金を戦略的に活用するため、政府全体の方針や日本の知見の活用可能性といった観点から、MDBs等を通じた支援の重点分野を定めており、その中で教育分野についても、今申し上げたような観点から今後の支援の方向性について引き続き検討していきたいと考えている。

川口：

JNNEとしては、長年教育協力の分野において支援拡大をお願いする提言、声を届けさせて頂いている。今回はなかなかユースが個別に訪問することはできなかったが、ぜひ若者としても、今回参加した若者以外でもやはり世論として、教育分野について日本に貢献して欲しいとの声は出ているので、ぜひ引き続きご検討頂きたいと思う。

三宅：

世銀・IDAの資金の10%が教育に配分されているとのことで、それはもちろん必要なことである。教育の財政支援に特化した、世銀がホストしている Global Partnership for Education (GPE) という多国間援助機関があり、来年7月に英国とケニアのホストにより GPE の拠出会合が開かれる予定。最初のプレゼンにもあったように、資本金がこの種の機関には必要であるが、現在 GPE は COVID-19 の緊急対応として 66 か国に 5 億ドルの支援を行っているが、GPE のスタッフからの情報では、クレジットカードで払っているのに似た状態だとのこと。つまり資本金以上の拠出をしており、来年の増資会合で支援した額を取り戻さなければ GPE は機能しなくなる。来年の会合に向けて、もちろん世銀・IDA も重要だが、GPE を通じた教育支援も、特に COVID 下における日本の貢献としてご検討頂ければと思う。

MOF 柳川：

財務省としては、過去に GPE への拠出も行っており、支援対象国において、識字率の向上や初等教育修了率の増加といった成果が見られており、初等教育の完全普及という目標達成に向け、一定の成果を上げたものと理解している。他方で、GPE への拠出については、2014 年以降、拠出金の効率的な活用・管理の観点から、日本政府による拠出は外務省に一本化しており、現在において財務省からの追加拠出は想定していない。引き続き我々も省庁間で検討を行っていくが、そういった状況であることを共有させて頂く。

## 財務省側提案議題 2：栄養 NGO の活動紹介 (NGO 側プレゼンテーション)

大沼：

最近の国際的な栄養課題、また来年日本政府主催の東京栄養サミットに関する進捗を報告できればと思う。

第一に、深刻な世界の栄養不良と取組みと重要性について。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、2013 年頃から、特に子どもに大きな被害を与える栄養不良にしっかりと取り組む活動をしてきたが、その頃から状況はあまり良くなっていない。2020 年 7 月の最新データによると、飢餓人口は世界で 6 億 9000 万人、人口の 11 人に 1 人が飢餓の状態となっている。少し前までは 9 人に 1 人という数字を使っていたが、飢餓人口が減ったわけではない。ユニセフ等が出している「世界食糧安全保障と栄養の現状」というレポートの中で少しカウントの方法を変えたので、今 11 人に 1 人となっているが、飢餓人口は悪化の傾向にある。またその中で、5 歳未満児の死亡の原因の 45%が栄養不良であることも非常に危惧をしているところ。

4 人に 1 人の子どもに十分な栄養がない、食べ物がない、栄養が吸収できなくて成長できないといった栄養不足問題と同時に、途上国と先進国両方で、特に貧困層において肥満が高まっており、栄養の二重負荷が進んでいる。

次に世界経済に与える影響について。2016 年に世界銀行が出した数字だが、栄養不良が与える世界経済への損失は 3 兆ドルを超える。後からまた違った数字が出るが、これよりさらに大きな損失があるとのことが懸念されている。

以前から栄養不良は世界的な問題になっていたが、つづいて新型コロナウイルスの影響による今度の見込みについて。ご存知の通り、子どもは新型コロナウイルス自体の被害をあまり受けていない。子どもの新型コロナウイルス感染症の罹患率は全体の 2%にも満たない程度。それにも関わらず、パンデミックが子どもに与える影響は非常に大きい。まず消耗症の子どもが増える。また 5 歳未満児の死亡率がさらに増加する。これはなぜかと言うと、まず感染症対策に資金が集まることによって既存の保健サービスへの資金が滞ってしまう。また、ロックダウンによって保健サービスにアクセスができなくなったり、食料がなくなったり、そういった二次的影響によって子どもへの被害がかなり大きくなるとの見通しが立っている。

食糧不安人口も昨年と比べてさらに 2 億 6500 万人、昨年の 2 倍になると WFP 等が警戒をしているところ。課題も多い栄養不良問題だが、取り組むことによってどういったメリットがあるか。1 つは、栄養は他の

SDGs の目標達成と深く幅広く関連をしており、17 ある SDGs のうち 12 で栄養が指標になっている。つまり栄養改善に取り組むことが、SDGs 全体の達成に大きく貢献することとなる。

もう 1 つは投資効果。1 ドルに対して 16 ドルの経済効果がある。なかなか資金が集まらないが、きちんと資金を出せばその投資効果があることは世界銀行もきちんとデータを出しており、そういった意味では、成果が出やすい分野となっている。

さらに、栄養不良の問題を抱えている地域は普段から脆弱地域であり、その中でも子どもや女性が多い。コミュニティの中で特に弱い立場への支援に取り組むことは、日本政府がずっと言っている「人間の安全保障」の推進に繋がる。また先程影山様も UHC 達成の重要性について強調されていたが、予防である栄養をきちんとすることで、そもそも病気になる、保険料がかからない、持続可能な医療保険制度や UHC の実現に繋がると思っている。

つづいて東京栄養サミットについて。日本政府が東京栄養サミットを主催するに至る経緯をまとめさせて頂いた。栄養サミットは、2013 年にロンドンで最初に開かれたもので、その後ブラジル政府が引き継いだ。2017 年安倍前首相が、東京オリンピックの機会に日本が栄養サミットを主催すると表明した。その後、TICAD や保健分野の国際イベントで首相に何度も東京栄養サミットについて触れて頂いたが、残念ながらこのコロナの影響を受けて、2021 年への延期が決まっている。今のところ 12 月の下旬に、コロナのこのままの状態が続けば東京で実際にイベントをやるところ。

なぜ日本が栄養を主催するのかについて。日本は栄養分野にとっても強い国である。戦後、栄養不良を乗り越えた歴史があり栄養人材も豊富である。また日本食というバランスのとれた栄養食がある。G20 においては、日本は率先して保健と財政の結びつきを強化させるためリーダーシップをとっている。栄養が保健や健康、医療、教育と強い関係性を持っている。そういうところを世界に発信する機会の 1 つが栄養サミットではないかと国内で盛り上がりがあり、また国際機関からの非常に強い期待があった。実はコロナの影響で栄養サミット自体がなくなるのではないかと不安もあったが、国際的な期待も背景に、東京栄養サミットを単独イベントとして、引き続き日本政府主催で開催すると決まった。

盛り上がっているのは民間セクターも同じである。例えば、現在世界銀行は栄養改善の重要性をテーマにしたサステナブル・ディベロップメント・ボンドを発行しており、先月、日本生命が債券全額を買取った。なぜ日本生命がこれを買取ったのかについて先程世銀の方とお話をした。予防である栄養をしっかりやることによって、その後の病気の罹患や死亡のリスクを下げる場所に栄養の重要性があることを世銀の東京事務所が説明をしたところ、生命保険事業を行う日本生命としては、世界的な文脈における栄養の重要性についても納得し出資を頂いたと伺っている。この他にも東京栄養サミットに向けて、NJPPP（栄養改善事業推進プラットフォーム）という民間連携のプラットフォームがあり、こちらも現在栄養サミットに向けてワーキンググループ等を作っている。

栄養サミットはマルチセクトラルな組織が関わるものだが、各組織からの栄養への SMART なコミットメントを推進、集約、発信する機会になっている。東京栄養サミットは公式サイトがあり、日本語でも発信をされているのでご覧頂ければと思う。

栄養サミットの中身について。外務省は 1 年半から 2 年かけて様々なステークホルダーと一緒に中身を作り上げてきた。サミットには 5 つ柱があり、①保健・UHC ②食とフードシステム ③強靱性。さらにそれらを横断するテーマにはなるが、④アカウンタビリティ、⑤財政の 5 つをテーマとするサミットになっている。詳しくは公式ページで、コミットメント作成ガイドが英語と日本語で出ており、各テーマでどのようなコミットメントが求められているのかが詳しく書かれているのでぜひご参照頂ければと思う。

東京栄養サミットは、本来なら今年の 12 月に開かれる予定だったが、1 年延びたため、それに向けてどうやってモメンタムを維持しながら 1 年後の開催に向けるか、国際市民社会ネットワークから日本政府に対してロードマップの提案をしている。来年の栄養サミットで全てのコミットメントを集めるのではなく、コロナの影響で各国非常に厳しい財政難の中にあるので、その国々や組織が 1 番良いタイミングでプレッジの機会を確保しようと、year of commitments というコンセプトで日本政府に提出をしており、全体的に受け入れられている印象。

その中でも 3 つ重要なイベントがある。1 つは、今年 12 月にカナダ政府主催で栄養サミットに先駆けたプレッジイベントを予定している。来年になると、東京オリパラの際にゲイツ財団で SDGs に関するイベントの企画をしている。さらに来年 9 月には国連のフードシステム・サミットがあり、食に特化したものではあるが、こちらでも栄養が非常に大きなアジェンダになっており、重要なプレッジのモーメントになるのではないかと思う。この他にもいくつか国際的なモメンタムを記載させて頂いたが、弊団体としては、特に来年の ADB 総会や IMF 世銀総会でも栄養に関するサイドイベントや、日本政府からの発信が重要だと考えている。世界銀行や ADB にもお声がけをして何か連携をしてできないかと考えているところ。ぜひ財務省のお力もお借りできればと思っている。

フードシステム・サミットの話が出たので、参考までにと思いデータをお持ちした。先程 2016 年に世界銀行が示した、栄養の負のコストが 3 兆ドルを超えると紹介した。実は最近、国際的な食糧分野 NGO が新しいデータを発表した。それによると、世界の食料システムの市場価値はおよそ 10 兆ドルあるが、その負のコストの方が実は大きく、全体で 12 兆ドルもの負のコストを生み出している。これはフードシステムに関する市場価値として、いろいろなメディアでも取り上げられているものである。特に負の影響が大きいところは健康に関わるところで、その中でも肥満や低栄養が合わせて 4.5 兆ドル。フードシステムだけでもこれだけの大きな被害をもたらしているため、これを変えていかなければならない。フードシステムを人の健康に悪いものから良いものへ。またフードシステムは健康被害だけではなく環境問題にも関わることから、栄養サミットではこの点も重要になるのではないかと考えている。

東京栄養サミットに向けた日本政府への期待に関して。栄養は非常にマルチセクショナルな分野になっているので、どういう機関に資金を含めテコ入れが必要なのかをまとめさせて頂いた。1 つは、バイの支援を通じて栄養支援をもっとやっていかなければならない。JICA は TICAD 7 において、2 億人のアフリカの子どもの栄養改善を IFNA を通じて行うと明言をされているが、そういったバイ支援の強化。さらに、財務省の管轄としては、国際資金スキームへの拠出で今までやってきた栄養支援。例えば SUN 信託基金は現在第 3 フェーズだが、そういったところも継続をすること。それから Global Financing Facility は母子保健の分野だが、一部栄養に貢献をしている。財務省はこれまで、国際母子栄養改善議員連盟などで、この 2 つの機関への拠出を通じて栄養支援に貢献していると発言。こちらでも決して支援を途絶えさせずに、栄養サミットに向けて拠出をすることが求められていると考えている。その他にも、世銀を通じてだが JSDF でも栄養事業をやっており、アジア開発銀行も最近保健に力を入れている。アジア開発銀行は栄養もやりたいがまだ人材が、との話を伺っているが、可能性としてはあるのではないかと考えている。

実際栄養とはどういう支援なのかと聞かれることが非常に多いので、栄養支援とはこういうものだとまとめている。参考までに、栄養の直接的な支援と間接的な支援について、図で示した支援をやって頂きたい。

最後に、2013 年ロンドンでの栄養サミットでの日本政府の拠出がどうだったかについて。日本政府は TICAD5 の際に、栄養を含む保健分野で 500 億円貢献すると首相が発言をされたが、その後、栄養への拠出をモニタリングしている Global Nutrition Report (GNR) に対して、日本政府がきちんとしかるべきタイミングで報告をしなかった等不備があり、現在 unknown、拠出ゼロとなっている。決してゼロではないが、今回の東京栄養サミットではやはり、アカウンタビリティが 5 つの柱の中にあっただが、拠出をしたものに対してはきちんとモニタリングをして、アカウンタビリティを持ってやっていくことが求められていると思う。今回は外務省も一緒にアカウンタビリティのシステムを今作っているところなので、2013 年の時のような

ことがないと思うが、こちらも引き続きアカウンタビリティを持って頂きたいと日本政府にお願いを差し上げている次第。

MOF 田部 :

これから来年の栄養サミットに向けて、財務省としても MDBs、世銀や ADB 等と協力をしてどのような取り組みができるのかを検討していきたいと考えているので、今後とも引き続きいろいろとご指導をお願いしたいと考えている。

その上で1つご質問だが、プレゼンテーションの中で、栄養は日本が非常に強い分野だというお話があった。また一方で栄養に関してどういった支援ができるのかについていくつか例示を頂いている。日本の強みを活かせる分野、特に MDBs での支援を念頭に置いたときに、どういった分野への支援が特に日本の強みが活かせるとお考えかを教えて頂ければと思う。

大沼 :

私はアドボカシーの者で栄養の専門家ではないが、日本の強みを活かせるパイでの支援として、例えば保健分野では母子保健は日本政府がずっとやってきたところ。母子保健は行動変容や急性栄養不良の対策に繋がる。もう1つは UHC。日本政府としてプライオリティは UHC かと思うが、UHC の中にきちんと栄養を入れ込むこと。財政も含めてだが、保健システムにどのように栄養の要素を入れこむか、システムの構造や提案は日本政府が強くていいのではないかと考えている。保健分野においてしっかりと栄養というレンズを入れることが重要。日本は G20 でも保健財政でリーダーシップを持ってやっているのだから、ぜひそういうところに栄養も入れることで、ナラティブがしっかりできるのではないかとと思う。

続いて農業分野。私はこれについても専門家ではないが、よく言われるところは、日本の農業支援はその土地で採れる物や家庭菜園が中心になる。欧米だと、栄養が足りない分はサプリで支援する傾向がある。日本は医食同源という言葉もあるが、その土地で採れる野菜等を活用した栄養バランスのとれた食事の支援は、実は国際の議論の中では弱い部分でもある。ぜひ日本や JICA の知見を発信・強化して頂けたらと考えている。

MOF 乾 :

具体的な支援のやり方について、最近ディストリビューション支援という側面でワクチン支援に関する議論していて、実際に購入するお金だけでなく、どうやってそのワクチンを届けるかという点に着目した支援が1つテーマになっている。それに関連して、日本が支援していく中で、どのようにディストリビューション支援を行っていくかという点は栄養の観点からも非常に似通ったところがあるのではないかとと思う。他方、ワクチンは1回、2回打てばしばらく打たなくて良い一方で、栄養、食料は継続的に幅広い人のところに届けなければならないと思うので、かなり難しい支援になってくるかと思う。そういう面で栄養を継続的にそれぞれの人に届けていくために、具体的にどのような支援が NGO や公的な支援機関からできるのか、イメージを聞かせて頂ければと思う。

大沼 :

栄養は確かに長期的な問題なので、それに対してどう対応するのか。栄養はライフサイクル的なもので、例えば乳幼児や青年期、その時期によって特に必要な栄養素がある。また日本は高齢化社会であるので、日本企業は高齢者への栄養支援にも注目をしているところ。高齢者への栄養支援は世界ではあまりできていないところを日本は特化してやっているところ。一方、栄養の専門家や市民社会が訴えているのは、栄養支援はライフサイクルの早い段階でやらないとあまり意味がない。よく「最初の1000日」と言っている。2歳になるまでにバランスのとれた栄養状態にならないと、その後成人病になる確率や病気の罹患率が高くなる。また今感染症が問題になっているが、感染症への免疫にも影響を与える。よって、最初の1000日にターゲットを絞ってここをきちんとやる。そうすることによって非常に大きな投資効果となることは、世界銀行が

出すレポートでも述べられているので、1 つターゲットとして乳幼児の栄養をきちんとやる必要があると思っている。

また継続性について。先程も栄養を政策に入れ込むことが重要だとお話ししたが、最終的にはその国がきちんと保健のシステムを作り上げ、その中に栄養も入っていることで初めて持続可能な支援ができると思う。日本政府として、国家栄養政策の立案といった支援をプッシュしていくことも重要だと思う。そういった活動をしている国際的なネットワークは、例えば日本が立ち上げから関わっている SUN は、まさに地域や国レベルの財政の中に栄養を入れ込んで支援をしている非常に良いモデルになっている。そういったところにきちんと拠出をする。さらに日本としてそういったメッセージを発信していくことが重要になっていくと考えている。

MOF 濱田：

日本の政策や社会の強みは伺っている通りだが、途上国支援やビジネスの面において、日本企業の強みは何か。味の素などがアフリカで事業に取り組んでいると思うが、途上国、実際の現場での日本企業の取組内容を教えて頂きたい。

大沼：

ご紹介頂いた通り、味の素は長くアフリカでココプラスという補助的な栄養を補給するためのプロダクトを作っているが、実際のところ、世界的に栄養改善支援に貢献している企業は欧米と比べて非常に少ない。世界の栄養改善に対する関心を上げることも、東京栄養サミットに向けて私たちがしなければならないと思っているところである。味の素はアフリカやベトナム等でもやっているが、もう少し規模の小さいものとしては NJPPP で栄養改善プロジェクトをやっている。全て私が把握しているわけではないが、日系の工場の食堂での食事メニューの改善、栄養に関する知識の啓発活動を実施している次第。国際的には栄養サミットでもビジネスセクターのグループがあり活発な議論がなされている。先程お見せした通り、食産業が与える負の影響がとても大きいので、こういった問題を改善しようとの動きはグローバルレベルで非常に強いが、まだまだそういったところについて、日本企業への浸透ができていないのではないかと率直には感じている。

MOF 濱田：

その理由はこういったところにあるのか。

大沼：

私もぜひ皆様にどうしたら関心を持って頂けるかについてはお伺いしたい。正しい答えか分からないが、日本は栄養大国であること。海外で malnutrition と言うとイメージが付きやすく分かりやすいが、日本で栄養問題と言うとぼやとしてしている。どういうことが問題になっているのかが分からないところに、少し分かりにくさがある。例えば若い女性の貧血の問題など、日本にも栄養の問題がないとは言わないが、日本があまりにも栄養大国であるために、企業の中であまり実感としてないように思う。ただポテンシャルはあり、きちんと説明すれば理解して頂けると思う。

MOF 濱田：

実際企業は利益を出さなければならないので、ビジネスに繋がるかが課題か。欧米の企業はアドボカシーとビジネスをどのようにつなげ、継続できているのか。そのあたりの違いが分かれば、こういったサミットをやるにあたって非常に効果的な対策ができるかと思う。

大沼：

世銀や公共事業の方とも話をしているところ。日本生命がサステナブル・ディベロップメント・ボンドに 114 億円を出した件にも関連するが、日本生命は ESG 投資を重要視している。日本企業に訴えていく中で、SDGs 達成や ESG といった分野からの視点も非常に重要である。弊団体としても、栄養が ESG 投資や

SDGs 達成がどのように関わっているのか、積極的に発信を頑張って参りたいと思う。アドバイスや勉強できることがあればぜひお願いしたい。

MOF 濱田：

新興国がこういったテーマについてどのようなスタンスでいるかご存知か。イギリス等の伝統的なドナー国の関心が非常に高いことは認識しているが、新興のドナー国、例えば中国やインド、ブラジルといった国々がどのようなスタンスで取り組んでいるか、ご存知であれば教えて頂きたい。

大沼：

先進国ドナーの拠出額は、先程 2013 年の各国の拠出額を示したところだが、新興国にフォーカスしたデータはなし。ただ、例えばインドまたや中国は、国内でも栄養不良問題を抱えており、この問題には取り組まなければならないとの関心は高い。コロナの影響を受けて最も栄養不良の被害を受ける 1 つは南アジア地域であり、南アジアの新興国は非常に危機感を持っている。新興国のドナーとしての動きはこの場では分からないので、改めてご報告をさせて頂ければと思う。

## NGO 側提案議題 2：国際協力銀行（JBIC）及び国際協力機構（JICA）の環境社会配慮ガイドライン改定について

波多江：

NGO 議題の 2 番目ということになり、資料とは逆になっているが、資料の議題 3 をご覧頂ければと思う。NGO として私たちは、普段から現場で住民の人権侵害などが起きている JBIC 案件あるいは JICA 案件を見てきている。また現場で住民の適切な参加などが確保されていないため、今回の JBIC、JICA のガイドラインの改定は非常に重要な機会であると認識しており、今回議題を挙げさせて頂いた。まず、JBIC の環境ガイドラインの改定について背景と質問を述べさせて頂き、その後 JICA の方の背景と質問を説明させて頂きたい。

JBIC ガイドラインの改定について、背景の 1 段落目と 2 段落目に書いてある通り、ガイドラインの施行後 5 年間経った時点で実施状況の確認など包括的な検討をし、プロセスを進めていくこと。異議申立てについても、ガイドラインの見直しに併せて実施することになっている。本来であれば 2015 年の 4 月に施行されているガイドラインなので、今年 4 月にはこのプロセスが始まっている訳だが、現在の段階ではまだ JBIC のウェブサイト等にはこのガイドラインの改定に関するご紹介やご案内が出ていない。経緯としてはメコン・ウォッチから JBIC に直接お問い合わせさせて頂いており、スケジュールが遅れていること、また実施確認調査は今進めていることは聞いている。ただ、具体的なスケジュールや方法はまだ見えてきていないので、この段階で何か JBIC が決定しているのであれば、ぜひ教えて頂きたいと思っている。仮に決まっていなければ、既にプロセスが始まっているべき時から半年経過していることに鑑みて、なぜ遅れているのか。コロナはもちろん最大の理由かとは思いますが、そのあたりの理由についてしっかりと説明責任を、例えばウェブサイトなどでご案内頂くことなど、検討して頂きたいと思っている。これについて財務省のご見解を伺いたいのが 1 つ目。

質問の 2 番目について。背景の 3 段落目と 4 段落目に書いているが、JBIC ガイドラインの運用状況について私たちからは、例えばベトナムのバンフォン石炭火力発電事業などで情報公開のタイミング、生計回復計画、移転計画等の入手状況、情報公開の状況でこの財務省定期協議会でも問題点を指摘させて頂いている。インドネシアのバタン石炭火力やミャンマーのダウエー経済特区の事業では、各国の国家人権委員会の申立てや勧告が出ている。そういった人権についても JBIC ガイドラインの状況に関して財務省定期協議会でも問題を指摘させて頂いている。住民からの異議申立てはこの 5 年間で 4 件出ている。インドネシアのチレボン石炭火力発電事業の 1 号機と 2 号機、インドネシアのバタン石炭火力発電事業、そしてベトナムのハイフォン石炭火力発電事業でそれぞれ住民の方から異議申立てがなされている。NGO から指摘している問題点や異議申立てをした住民の方などからの意見も踏まえて実施状況のレビューを行うことが重要であると考えて

いる。現在コロナの中で現場での調査や聞き取りはなかなか難しいと思うが、色々と工夫しながら実施状況の確認を進めて頂きたいと考えている。この点について財務省の考えを伺いたいのが2番目。

3番目について。これから改定プロセスはもちろん進んでいくと思うが、これまでのJBICガイドラインの改定プロセスは非常に開かれたパブリックコンサルテーションという形で行われていた。議事録も逐語で公開されていた。そういったことも踏まえて、コロナ禍ではあるが、色々と工夫してこれまでと同様の参加機会や透明性を確保して改定プロセスを進めて頂きたいとNGOは思っている。この点について財務省のご見解を伺いたい。

JICAの環境ガイドラインの改訂については既にプロセスがかなり進んでいる。実施状況のレビュー調査も公開されて、現在諮問委員会が立ち上げられて8月から議論が進んでいる。財務省からも諮問委員が出席されてこれから本格的な議論が進められていくが、NGOからは昨年11月の時点で既に17項目にわたる要請を行っており、先月もう1項目追加した要請をさせて頂いている。その中で、特に私たちが今回重要であると思う2点について、財務省のご見解を伺いたく今回の議題に挙げさせて頂いている。

1つは、エンジニアリング・サービス借款に関して。質問の中に書いてある通り、ガイドラインではエンジニアリング・サービス借款の中で起きている環境社会配慮は、本体借款で要件が満たされれば良いことになっている。現在進んでいるインドネシアのインドラマユ石炭火力発電事業などの実態を見ると、ガイドラインのこの条項、条文の文言を変える必要があると考えている。この点について財務省のご見解を伺えればと思っている。

質問の5番目について。モニタリングの報告書の公開は、私たちが2000年からずっとガイドライン策定や改定をやるたびに提言を出して、まだ実現していないもの。アジア開発銀行はモニタリング報告書の公開を要件としている。JICAの今回のガイドライン改定では、カテゴリーAはもちろん、環境社会配慮委員会で議論が行われるような、問題が大きいであろうと思われるカテゴリーBのプロジェクトはモニタリング報告書の公開を要件とすべきではないかと考えている。この点、財務省のご見解を伺いたい。

4番目と5番目は、これからJICAの環境ガイドラインの諮問委員会で本格的な議論が行われるところではあるが、財務省としてのご意見をぜひ伺えればと思う。

MOF 濱田：

JBICガイドラインについてまず財務省からお答えさせて頂く。ご指摘頂いた通り、JBICガイドラインは施行から5年が経過した時に行い、当ガイドラインの規定に伴い、JBICにおいてまず5年間の実施状況の確認を行う。その後、実施状況におかれた包括的な検討をし、その上で必要に応じて改訂をする。現在は3段階のうち第1段階にあると承知している。実施状況確認についてはご指摘の通り現地調査を適切に行うことが重要であるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響からスケジュールに遅れが出ていることも承知している。財務省としてはJBICによるガイドラインの改訂に際しては、規定に則り、開発途上国政府、我が国の法人等、専門家、そしてNGOの方々の意見を聞くことで透明性を保ちつつ、実施することが重要だと考えている。今後のスケジュールやプロセスについてもJBICから適時、適切に公表されるものと認識している。

2点目のご質問の現地調査をしっかりと工夫しながら進めていくことに関しては、おっしゃる通りだと思う。現地の関係者からの聴取・現地調査は、5年間の実施状況を進める上で非常に重要な、後押しすべき部分なので、JBICにおいてオンライン会議のシステム等を利用しながら適切に実施していくものと考えている。

3点目のご質問であるパブリックコンサルテーションの開催も、まさに重要なご指摘である。これまでと同様に様々な関係者から意見を聴取しつつ、可能な限り透明性を保つことが重要なので、JBICにおいて新型コロナウイルス対策を十分にしてオンライン会議等も利用しつつ適切な形で進められるものと考えている。

MOF 遠藤 :

JICA ガイドライン改訂についてご回答させて頂く。質問 4 のエンジニアリング・サービス借款について。エンジニアリング・サービス借款期間中に環境社会配慮の必要性が生じる場合の環境社会配慮のあり方については、これまで JICA における環境社会配慮ガイドラインの改訂でも議論はされているが、現在 JICA が設置している環境社会配慮ガイドライン改訂に関する諮問委員会において、今後詳細に議論されると理解している。本件は、専門的な知見を有する委員の間で十分な意見交換を踏まえて方針が検討されることが重要と考えている。当委員会での議論の推移を注視して参りたいと考えている。

モニタリング報告書の公開も同様に考えており、基本的には先程のエンジニアリング・サービス借款と同じように現在検討されている環境社会配慮ガイドライン改訂に関する諮問委員会における議論を注視して参りたいと考えている。

JBIC 五辺 :

1 点目のご質問に補足させて頂ければと思う。現在、調査をやっているところだが、調査の方法としては前回と同様にカテゴリーA の案件は全件、そしてカテゴリーB、C、FI は抽出した一定数の案件について実施状況を調査していく方向で考えている。スケジュールは、なかなかどのタイミングでとは読みにくいところだが、コロナの影響を考慮して安全面の確保にも十分に配慮しながらしっかりと準備をして、できるだけ早いタイミングで開催ができるように検討していきたい。ただ、こういったコンサル会合の開催にあたっては、皆さまへの周知のために十分時間が取れるようなタイミングで事前にホームページ等で案内を出したいと考えているので、ぜひご参加頂ければと思う。

波多江 :

今 JBIC から、具体的にカテゴリーA 案件全件、そして B、C、FI は抽出した案件との報告だったが、これはすでに始まっているのか。それとも今から始めるのか。

JBIC 五辺 :

すでに調査は始めている。まだ引き続き時間を要している状況である。

波多江 :

おそらく前回と同様の方法だとカテゴリーA の案件から現地調査を何件かされるのかと思う。セクターや地域なども考慮して決められると思うが、先程財務省からご回答頂いたようにオンライン等も考慮して工夫してぜひ進めて頂ければと思う。そのあたりは JBIC から何かあるか。

JBIC 五辺 :

私どもは財務省と同様に考えており、カテゴリーA の案件で現地に行くのは難しい状況が続いているので、オンラインでの会議も活用しながら現地住民の方々のご意見を聞く等考えたいと思っている。実際どういうことができるのか考えながら工夫をして進めていきたい。

波多江 :

ぜひ、住民や現地 NGO のご意見を聞く機会をオンラインでも作って頂ければと思う。特に異議申立ては、利用者のご意見は非常に貴重だと思うし、ぜひ前向きに進めて頂きたい。住民の皆さんとの意見交換の場については、私ども日本の NGO もおそらく何らかの形でサポートをすることは可能だと思うので、ぜひこちらにもご相談頂けたら非常に有意義な実施状況の確認調査をして頂けるのではないかと思います。そのあたりもご考慮頂ければと思う。

JICA のガイドライン改訂について。これから諮問委員会で議論が進んでいくのはもちろんそうだが、財務省では ADB のセーフガードポリシーも見られている。これはモニタリング報告書の公開の要件だが、ADB のそういったセーフガードポリシーの中でも知見という点では財務省が専門家であると思う。ぜひ開発金融

機関・国際金融機関でやっているプラクティスを JICA でも実施していけるようご意見を頂ければ良いと考えている。積極的に議論にご参加頂ければと思っている。

エンジニアリング・サービス借款の方は非常に複雑な問題である。現場の問題点、実態の中で見えてきている問題点をもとに議論を進めていくところではあるが、そのあたりの経緯もぜひ財務省にもしっかりと見て頂いた上でご意見を諮問委員会でも発言して頂ければと考えている。

鈴木：

コロナで現地に行けず大変ではあるが、逆にオンラインのメリット、要は現地の物理的な妨害などに遭わず済むこともあるので、そういった面も含めてできることを積極的に進めて頂ければと思う。

田辺：

1 点 JBIC に質問。過去のこの改訂のコンサルテーションでは、個別の案件のレビューは必ずしもこのコンサルテーションを開始するタイミングで出てきた訳ではない。かつ、その書面の文献調査等でカテゴリーA が何件あった、等の調査は最初に出てくるが、実際に現場に行き案件に関する調査はその後のタイミングに出てくるが多かった。現場の調査ができないからと言ってこのコンサルテーションのプロセスをまるまる止めている状態は、必ずしも過去の経緯や動きを考える限り、コンサルテーションを遅らせる理由には必ずしもならないのと思うが、いかがか。

JBIC 五辺：

私どもは現地調査ができないとのことだけで、プロセスを開始できていないことでは必ずしもない。現地調査以外の調査についても時間がかかっている状況である。コロナの影響はいろんなところで出てきており、様々な調査をするにも 1 つ 1 つ時間がかかってしまっている。

### **NGO 側提案議題 3：米州開発銀行・アジア開発銀行・OECD 輸出信用部会における化石燃料事業への融資方針及び Finance in Common サミットについて**

田辺：

7 月に日本政府がインフラ海外展開に関する新戦略の骨子を発表されて、原則として石炭火力プロジェクトについては支援を行わない方針を発表された。つい先日も首相の所信表明演説で 2050 年にネットゼロを目指すという非常に野心的な目標を発表された。これらを踏まえ、これらの方針を財務省が管轄している国際開発機関等の場でどのように反映されているのか。もしくはこれから反映させようとしているのかについて、我々は非常に関心を持っており、この議題を挙げさせて頂いた。

具体的には、9 月に決定された米州開発銀行 (IDB) の環境社会ポリシーフレームワークの中での化石燃料等への支援の規制。また、8 月にアジア開発銀行 (ADB) の独立評価局がエネルギー政策の評価報告書を発表されて、化石燃料等の支援に関する提案をなされたことがある。さらに、現在 OECD で進んでいる石炭火力発電セクター了解の改訂。来週には初の公的開発金融に関するサミットである Finance in Common Summit の開催がある。こういった国際条理の場でどのように反映したのか、反映しようとしているのかについてそれぞれご回答頂きたい。

MOF 田部：

インフラ海外展開に関する新戦略の骨子や菅総理の所信表明演説は私どもも見ており、それを踏まえて各 MDBs における対応を行っているところ。具体的にご質問にあった、米州開発銀行およびアジア開発銀行について私からまとめて回答させて頂きたい。

米州開発銀行だが、ご指摘の通り環境社会ポリシーフレームワークが理事会で承認された。ただ、この理事会における議論の内容は非公表との取り扱いになっているので、大変申し訳ないが私の方からお話しできな

いことはご理解頂ければと思う。この上で日本の本件に関する対応だが、日本が所属する理事室は、本件について賛成票を投じている。なお、日本が所属する理事室は、日本が単独でそれを構成している訳ではないので、この発言内容の詳細等も日本の一存でお話することができないことをご理解頂ければと思う。日本としては環境社会ポリシーフレームワーク全般を総合的に評価した結果、非常に意義が高いものだと認められ、賛成票を投じた。

アジア開発銀行について。独立評価局（IED）からエネルギー政策に関する評価・提言・勧告が行われており、これはマネジメントに対する勧告を独立評価局が行うもの。それを受けてマネジメントでポリシーの変更などを行うと、それで初めて理事会で審議される扱いになっているので、この IED のレポート自身は理事会本体では議論、審議されていない。

その代わりと言ってはだが、独立評価局のレポートは理事会の下に設置されている開発効果委員会（DEC）、一部の理事等だけで構成されているものであるが、そこで議論が行われている。その議論のサマリーは公表されている。その内容を簡単に、特にご関心の化石燃料について申し上げますと、開発効果委員会においてこのレポートについて議論をした際に、新たなエネルギーポリシーにおいて石炭火力への支援からの撤退、化石燃料からのフェーズアウトを明確に規定すべきだという意見があった。一方で、石炭火力は依然として価格競争力がある、ADB が完全に撤退すると途上国における石炭火力プロジェクトのスタンダード低下を招きかねないとの意見もあったと記載されていると承知している。

これからであるが、先程申し上げた通り、独立評価局からのレポートや開発効果委員会における議論などを踏まえて、今後 ADB 事務局において関係者とのコンサルテーションやパブリックコメントなどを行いながら新たなエネルギーポリシーを策定していくことになる。私どもとしては、事務局が策定する新たなエネルギーポリシーを見ながら、我々として理事会をどうするかをこれから検討していく。

いずれにしても、先程申し上げた通り、日本としては ADB のエネルギーポリシーが、ADB のストラテジー 2030、そしてパリ協定や SDGs とアラインしたものになることが重要であると考えている。新たに作成されるエネルギーポリシーが途上国の脱炭素化、温室効果ガスの排出削減につながるものになることを期待している。

MOF 久米：

OECD についてご回答させて頂く。いくつか OECD 議論の状況でお問い合わせを頂いているが、1 つ目は OECD の石炭火力発電セクター了解の改訂期限（2020 年 6 月）が経過しても、改訂が完了していない理由。これまでも何度も申し上げており大変申し訳ないが、アレンジメントに関して参加国の間でどのような交渉・議論が行われているのか、またその状況等については非公開であるため、私からご回答をすることができない。ご了承頂きたい。

続いて、日本政府のスタンスについて。こちらは今後の議論に影響を及ぼす可能性があるため日本政府のスタンスは、お答えを控えさせて頂きたい。よって、石炭火力発電セクター了解改訂に反対しているかどうかについて当方のスタンスは公表できない。さらに先程も言及されていたが、新戦略の骨子が十分に高い水準を持っているので、改訂に反対する必要はないのではないかとコメントを頂いている。繰り返しとはなるが、日本政府のスタンスをこちらで明かしてしまうのは今後の議論に影響を及ぼすことになりかねないので、回答を差し控えさせて頂きたい。

最後だが、Finance in Common Summit 関連でご質問を頂いている。財務省・JBIC・JICA として、どのような方針・体制で参加をする予定か。また、化石燃料事業への支援はどのような議論を期待しているかご質問を頂いていると思う。公的開発機関等が参加する Finance in Common Summit は初の会合としてフランス主導で今年 12 日にオンライン形式で開催される。日本からは JICA が出席をする方向で調整をしている。こちらの会議では、議論の成果として共同宣言などが予定をされていると承知している。財

務省としては、新型コロナ感染症の対応を含めた開発課題への取り組み、さらにSDGs発信に向けた開発機関の役割や開発機関間の連携等といった様々なテーマについて活発な議論をされることを期待している。

さらに二酸化炭素の排出削減も、パイやマルチ、他国の開発機関が相手国の発展段階としてそちらの技術を深く理解し実効的な脱炭素化に向けた取り組みに貢献をしていくことは非常に重要だと考えているので、こうした観点から化石燃料事業の支援の見方についても活発な議論を期待している。

田辺：

1点質問、1点コメント。まずは質問4のOECDセクター了解の改訂期限の超過について。これはアレンジメント自体の違反状態であり、この条項から乖離している状態と捉えてよろしいのか。つまり、もともと2019年6月までに改訂をする形になっており、昨年1年延長という措置がなされたが、今年はそういった単純延長の措置がなされなかったと理解している。単純な延長自体も行われていないことはアレンジメント自体、この項目自体が、違反状態と理解してよろしいのかが質問。

コメントとしては、IDBの新方針に賛成を投じられたことは非常に心強く感じている。ぜひ、少なくともこのIDBのレベルをADB、OECDの中でもきちんと反映するように、今後ご意見頂ければと思う。

MOF久米：

質問4について。繰り返しになってしまうが、昨年までの状況はおっしゃった通り1年延長は行われている。その旨は今公開されており、アレンジメントにも書かれている。ただ、今延長するのか改訂をするのかという点も含めて、議論がされているかどうかは私から申し上げられない。その点ご理解頂ければと思う。

#### **NGO 側提案議題 4：国際協力銀行(JBIC)が支援するミャンマー・ヤンゴンでの複合不動産開発・運営事業(通称 Y Complex) において求められる人権配慮について**

木口：

背景は長くなるので割愛させて頂く。こちら側の認識としては、JBICの融資を原資とする事業から発生する賃料がミャンマーの国軍の兵站総局に直接支払われているのではないかと疑問が出ており、それに対してお答え頂きたいとのことだったが、未だにJBICから回答を頂けていない。特に今、国際司法裁判所でミャンマー国軍がジェノサイド条約違反を問われている深刻な状態である。その国軍に対して、日本からの公的な資金が間接的でも流れているのではないかと、というのは非常に重要な事態と認識している。

その中において、商業上の秘密を理由にJBICが何の情報も公開せずにいるのは、出資機関としては無責任な態度であるところこちら側は認識している。また、JBIC自身のガイドラインに違反している可能性はないかとの疑問も持っている。現状では、商業上の秘密を情報公開の原則と両立させるとガイドラインに書いてある規定に対し、その努力されているようには見えない状況。また、資金の流れの透明性を確保するために必要な情報は当然公開されるべきだと私も考えている。また、軍事に関わる可能性のあるお金の流れなので、日本政府の原則に反していないのかも、積極的にミャンマー側には頼らずに調査をすべきだと思う。

そもそも本事業を開始する際に、事業地が国軍所有であるのは当然認識されていたのではないかとと思う。賃料の支払いなど、相手先等についてきちんとご説明を頂きたいと考えている。

MOF 森：

ご説明頂いた議題4の質問1と2だが、質問1はJBICがファイナンスに参加しているミャンマー・ヤンゴンの不動産開発・運営事業について、賃貸借契約だと思うが、この支払先に関してJBICが回答をしない理由はいかなるものなのか、また、回答しないことの適否、質問2は、JBICの定める環境配慮ガイドライン等に照らして、それらの対応が情報公開の努力を怠っているのではないかと、との問題提起だと思う。これらは内容的にもオーバーラップすると思うので、まとめて回答させて頂ければと思う。

まず前提として、JBIC が回答をしていない理由を聞かれているので、JBIC に回答できない理由の説明をお願いしたい。財務省の回答はそれを踏まえて差し上げる。

JBIC 小松 :

日頃繰り返し申し上げている部分もあり恐縮であるが、本件に限らず申し上げると、当行は政策金融機関として、日本の産業とその経済活動支援で結果的に途上国を含めた国際金融社会全体の発展、経済の発展に資するよう定められたミッションのもとで活動している。その一方で環境ガイドラインはあり、環境社会配慮との両立をきちんと意識して、すべての案件に取り組むことをやってきている。

ファイナンスにおいては我々が支援すべき事業自身にしっかりと資金が充たるような資金支出をする。それに伴わないことがあった場合には強制的にプリペイをする。あるいは貸出中であれば、貸し出しを停止する。これは贈与ではなくローンである。ローンの場合、元本に加えてしっかりと利息等分を得る形で、ファイナンスが組成できる対象事業の事業性を確認し、対応してきているとの事実関係がある。

次に環境配慮について。これは人権への配慮等も含めてとあるが、こちらも環境ガイドラインにある。先程議題にもあったが、ご指導頂きながらではあるが、さらにブラッシュアップして改訂をしていく。人権の観点も含めてだが、まさか軍を不当に利するようなファイナンスはしない。そういったことも含めて対応していく。

人権関連だとガイドラインもあるが、当然世銀あるいはIFCといった国際機関の基準もある。そういったものも参照しながら、これは本件に限らずすべてではあるが、対応している状況。案件の開始以降についても、必要なモニタリングはきちんと行っていく。そういった点も契約的に、リーガリーに、バインディングな形で取り組みをした上で行ってきている。

かかる上でだが、一方でこの案件における賃料などを含む情報部分に関しては、恐縮ではあるが、本件を進める日本企業等もあり、そういった事業者の商業上の秘密がある。融資契約上も、私も守秘義務を負っている。これについて回答するのは差し控えさせて頂ければと考えている。ただ、これは本件を守るということではなく、JBIC においてこのような契約を結んで取り組んでいる事業・案件については同様の対応である。

MOF 森 :

今の JBIC からの回答を踏まえて、財務省としてどう考えているのかだが、JBIC が事業支援を検討する場合、JBIC から回答があったところで重なるかもしれないが、環境配慮ガイドラインやその他国際的な基準に加えて、本件のようなインフラ事業については、収益性の確保や日本企業の経済活動支援といった経済的な側面だけではなく、大阪サミットで昨年策定された G20 の質高原則の考え方を踏まえて、「インフラがもたらす環境・社会・開発面におけるプラスのインパクトを最大化」することが重要と考えている。

また、この他にも、G20 質高原則においては、「長期的な視点に基づく共有された責任感と、幅広い協議や共同努力、便益の共有の精神によって導かれるべきである」、一部の人間だけではなく、「あらゆる人々にとって有益である必要がある」ことが謳われている。財務省としては、JBIC に対して、機会あるごとに、JBIC 自身が策定した環境配慮ガイドラインの遵守は当然だが、G20 質高原則の着実な実践を求めてきているところ。JBIC においては、本件のプロジェクトについても、これまで、環境ガイドラインや G20 質高原則を踏まえた対応に努めてきたものと認識をしているが、引き続き、環境ガイドラインや G20 質高原則の着実な実施を求めていきたいと考えている。

さらに、JBIC が負っている社会的責任として、借入人等商業上の秘密や契約上の守秘義務には配慮しなければならないのはあるかとは思いますが、ただ、具体的な事実関係に基づく疑念については可能な範囲で説明を行う必要があると考えている。これまでも情報提供を頂いているが、財務省としては、皆様方からの情報提

供や問題提起を頂き、それを踏まえながら、JBIC が社会的責任を果たせるように適切な対応を促していきたいと考えている。

木口：

真摯な取り組みをされるのは理解している。しかし、ミャンマーの特殊な事情をどこまで認識されているかが少し不安になる場所である。質問書等でも書いた通り、文民統制がまだ完成していないのではないかと。憲法でかなり、軍の参画の余地を残したままいわゆる民政化をしている中で、ミャンマーの現政権も非常に苦勞しながら政権運営をしていると見ている。そういった中で、日本の公的機関がかかる大規模な都市開発の費用において、莫大な賃料がその軍に入っているのではないかと聞かれた際に、守秘義務があるので答えられないと。契約上はもちろんそうなっているかもしれないが、あまりに説明責任を果たしているようには見えない。特に、このラカイン州の問題があることでミャンマーの人権状況で世界中から注目されている事態なので、このようなご説明で、日本の公的支援のレピュテーションリスクをどうお考えになっているのかと不安に思うところ。

一般論として伺っているが、賃料という形で資金が軍に流れるかもしれないといったケースはおそらく過去にはないのではないかと考えている。こういったものをきちんとガイドラインで事前に把握できていたのかどうかも、もう少し伺いできればと思っていたところ。今、原則でお答え頂いたので、蒸し返す形になってしまって恐縮だが、質問では JBIC の対応を商業上の秘密でお答え頂けないのを今容認されているのかどうか。もしくは何かきちんと今後に向けてご指導されるのかどうか。具体的なアクションについて伺いできればと思っている。その点について、繰り返しにはなるが、今まで以上のお答えを何か頂けるようだったらコメントをお願いします。

MOF 森：

ご指摘頂いた通り、ミャンマーについては特殊な事情があることは認識している。長く軍事政権下にあつて、2013 年頃から国際社会への復帰や民政移管は進展しつつも、他方でご指摘頂いているところも含めて問題があるのは認識している。JBIC から説明があった通り、極端な場合だが、そういったお金の利用に使われるのはあつてはならないこと。

環境ガイドラインに定められている情報を開示しなければいけないという要請と、他方で、一般論として、守秘義務が対立しているが、具体的なその状況、局面に応じては、より具体的な説明を果たしていかなければいけないのはあり得るかとは思ふ。そういった中で、少なくとも現時点での対応としては、やむを得ないところもあると考えている。何か JBIC の方で付け加えることがあれば説明をお願いします。

JBIC 小松：

どうしても商業上の秘密あるいは融資契約において守秘義務がある状況である。どの案件でもあるのだが、事業自身の目的・事業性は本当にしっかりと 1 件 1 件確認をしてきている。本件で申し上げると、表に出ることで言えば日本企業で絡んでいるのは東京建物・フジタである。また官民ファンドの JOIN なども絡んでいる案件。別にきちんとした企業が絡んでいるから大丈夫だと言っているつもりではない。あくまで当該企業等の国際競争戦略があり、またその様な国際的な展開をこれらの企業もするにあたって、まさかイリーガルなことをやっていくことは当然ない。それをただ鵜呑みにするのではなく、私どもの融資自身が正当に事業にあたることをきっちり確認した上で 1 件 1 件やってきている。どうしても秘密という部分に関してはなかなか乗り越えることができない部分があるのは事実であるが、そのように 1 件 1 件対応してきている。かつ、申し上げた通り、ガイドライン等もアップデートしながら今後もやっていきたい。

木口：

イリーガルなことはないとおっしゃったが、リーガルであることでも問題が生じているのは現状かと思うので付け加える。こちらでも最終的に確認できていないが、ミャンマーの制度上で国防予算等が監査の対象にはなっていないのではないかと。前の評議会の関連法でははっきりと国の監査の対象にはならないと明記され

ているのだが、現行の監査の対象はどうなっているのか。こちらの方で調査が間に合わなかったので分からないが、ミャンマー側の指摘をそのまま信じると、国防予算について国がチェックをできない状態になっていると指摘をされていて、そのことを非常に懸念している。JBIC・財務省が説明責任を果たす上でミャンマー政府側からの情報が、あまり期待できない深刻な状況であることをまずご認識頂ければと思う。

また、日本企業に不利になることが賃料の支払い先を明らかにしてどういう風にあるのか想像がつかない。契約が既にあることは理解するが、今後企業と協議の上で出せる情報は出していく方が企業にとっても、また日本政府にとってもレピュテーションリスクを避けるという意味で、現在ビジネスと人権のエリアでは、ミャンマーは非常に最前線というか、大手ではキリンやコマツ等様々な企業が世界的なキャンペーンの対象になっているので、そういったことも踏まえて今後の対応をぜひお願いしたい。

MOF 森：

今の質問は3の、ミャンマーの現行の監査制度についての問題意識も少しあったかと思う。時間の制約もあるので、3の方に議論を移した方が良い気がするが、いかがか。

MOF 長谷川：

質問3に関連して、国防予算の監査制度に関して、簡単に回答させて頂きたい。日本政府全体でミャンマーに対してどうやって経済協力をしていくかは2012年の首脳会談、野田総理が当時されていたと思うが、そこで発表されたプレスステートメントに沿った形の支援。具体的には少数民族や貧困層支援、農村開発、地域開発を含む、国民生活向上のための支援。これが1点目の柱。2点目の柱は、経済社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援。3点目の柱は、持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備の支援。こういったことを中心に実施をしてきている。財務省としてもこうした方針を踏まえてIMFを通じた技術協力を行っている。

世銀に対しても、先程の質問に関連すると思うが、ミャンマーに対する人材の能力向上あるいは制度の整備を世銀に対して行うように求めてきている。財政支出、財政の透明性に関する報告書、Public Expenditure and Financial Accountability というものだが、こちらを世銀が発表しており、3月に最初の報告がされている。ミャンマーの予算制度に関しては国営企業を中心に改善すべき点はたくさんあるが、予算の制度、執行状況の報告、透明性、予測可能性の観点などあらゆる面を通じて、従来に比べると改善されたと評価を受けている。

他方で会計監査の頂点に立つべきOffice of Auditor General of Union of Myanmar、監査のトップに当たる機関になると思うが、こちらの独立性については行政府から独立した監査を行っていて、必要な情報に対して無制限にアクセスできるとしている。一方で国防省への監査、あるいは国防省が有する情報へのアクセスに関しては憲法上の制約が設けられており、4段階A・B・C・D評価で1番悪いD評価になっていると承知している。これはミャンマーだけに限らず、我が国、あるいは世界中どこでもそうだとは思いますが、予算あるいは監査の制度はあらゆるマクロ経済を運営していく上で基本的な根幹をなすものであり、常にその改善のために不断の努力がなされる必要はあると思っている。こうした世銀の報告書等もあるが財務省としては、IMFや世銀をはじめとする機関とも連携をしてミャンマー政府の予算・監査の制度も含めて改善し、能力構築ができるように支援していきたいと考えている。

質問4も簡単に答えさせて頂ければと思う。予算制度は先程申し上げた通りミャンマーではまだ評価が低いところもある。予算制度があまりしっかりしていない国に対する支援というのは、様々なやり方等についても、国際社会において様々な議論があると承知している。こうした予算をはじめとする制度が脆弱であるような国に対して行う援助に関しては、十分な開発効果の発揮が難しいのではないかと援助をできる限り減らすべきとの議論がある。その一方で、脆弱な国にこそ支援を強化して開発を実現していくべき、支援をしないと開発が実現できない場合もあるとの議論と、両方あると承知している。片方に寄ってもいけないし、両

方のバランスをとっていくことが大事だと思う。例えば極端に、援助を一切やらないとなれば、相手国の経済・社会情勢は困難を招き、あるいは他の周りの国に対しても困難な影響を与えてしまうこともある。

こうした国に対して支援をしていかななくてはならない議論は、こうした悪影響が出ないようにする、反省に基づくものだと考えている。こういった制度や政策環境が十分でない国に対する支援には、計画段階における調査をしっかりとやる。プロジェクト中のモニタリングや自己評価をしっかりとやるのは当然のことである。こうした経済協力全般に言えることだが、各国の状況を踏まえてケースバイケースに対応していくことが大事。1つの基準で全部当てはめることは難しく、適切でもないと考えている。

こうした制度や政策環境をしっかりと組み立てていくのは今日やって明日できるようなものではない。徐々に、少しずつ積み上げていき政府として確立していく息の長い取り組みが必要である。日本だけではなく、IMF、世銀、あるいは ADB といった国際金融・開発の専門家と緊密に連携していくことが必要不可欠である。開発はこれまで先進国が中心だったが、新興のドナーが影響力を拡大している中、みんなできちんと意思、合意を形成していくことも大事である。先程申し上げたが、今年の G20 サミットで議長国を日本が務めた。新しいドナーの代表例だった中国をはじめとする新興国も含めて G20 の質高原則を取りまとめたところである。中国も含めた新興国の関与の過去を知りながらプロジェクトを通じた利益だけではなく、より開発の本質的に重要な価値を実現していくべく国際社会と一緒にやっていきたいと考えている。

JBIC 小松 :

財務省から色々ご説明があったことも踏まえつつ、私どもは案件ごとにしっかりと契約を締結し、その契約に則しながら案件のモニタリングをプロジェクト期間通じて実施していく。目的外の利用等が資金として発生するケースは繰り返しになって恐縮だが、貸し出しの停止あるいはプリペイをやって対処していく。個別の案件ごとに、本件に限らず実施していく。ここに変わりはない。

木口 :

本件はおそらくミャンマーの中では合法であり、かつ支払い賃料という不正なお金の使い方ではないところで、そのお金が軍に流れてしまう可能性のほうの問題になっていることを改めて強調させて頂きたいと思う。皆様のご説明で安心したところはあるが、ぜひ個別事業のモニタリングできちんとフォローし、確認することで全体的に質の高いインフラ等の実現を目指して頂きたい。